

土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育用DVD制作業務委託
企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育推進事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、土呂久公害を題材とした環境教育用DVD制作について企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

- (1) 業務の名称
土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育用DVD制作業務
- (2) 業務の目的
高千穂町の旧土呂久鉱山で起きた砒素公害の問題提起からほぼ半世紀が経過し、被害者等関係者も高齢化していることから、土呂久公害を踏まえた環境教育の推進等により、歴史の風化を防ぐとともに、公害の教訓を次世代に継承するために、土呂久公害を題材としたDVDを制作する。
- (3) 業務の内容
別紙土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育用DVD制作業務仕様書のとおり
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成30年3月23日（金）まで
- (5) 予算上限額
2,000,160円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 企画提案競技参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件業務の企画提案書提出の日までに、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者であること。
- (3) 宮崎県内に本社又は支店、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力

団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

4 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

5 日程概要

- | | | |
|--------------------|-----------------|---------|
| (1) 公募開始 | 平成29年11月 6日 (月) | |
| (2) 事前説明会参加申込期限 | 平成29年11月13日 (月) | 午後5時まで |
| (3) 事前説明会 | 平成29年11月14日 (火) | 午前10時から |
| (4) 企画提案競技参加申込期限 | 平成29年11月22日 (水) | 午後5時まで |
| (5) 企画提案競技に関する質問期限 | 平成29年11月24日 (金) | 午後5時まで |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 平成29年11月30日 (木) | 午後5時まで |
| (7) 企画提案競技当日 | 平成29年12月 5日 (火) | |
| (8) 審査結果通知 | 平成29年12月 6日 (水) | (予定) |
| (9) 委託契約締結日 | 平成29年12月中旬 | (予定) |

6 事前説明会

企画提案競技に参加しようとする者は、原則として事前説明会に参加すること。

- (1) 開催日程
 - ア 日時 平成29年11月14日 (火) 午前10時から (1時間程度)
 - イ 場所 宮崎県庁7号館734号室
- (2) 参加申込み

事前説明会参加申込書(別紙様式第1号)を提出するものとする。

 - ア 提出場所 本要領「13 問合せ先」
 - イ 提出期限 平成29年11月13日 (月) 午後5時まで
 - ウ 提出方法 電子メール又はFAX(ただし、電話にて県に到着の確認をすること。)とする。
- (3) その他
 - ア 参加者数は各者3名以内とする。
 - イ 事前説明会の出欠そのものが審査に影響することはないが、応募を予定する場合はできる限り出席すること。

7 企画提案競技への参加申込

企画提案競技に参加しようとする者は、企画提案競技参加申込書(別紙様式第2号)を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領「13 問合せ先」
- (2) 提出期限 平成29年11月22日 (水) 午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、平成29年11月22日 (水) 午後5時必着とする。)

8 質問及び回答

- (1) 提出場所 本要領「13 問合せ先」
- (2) 提出期限 平成29年11月24日 (金) 午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール又はFAXとする。ただし、電話にて到着の確認をすること。また、質問には、質問票(別紙様式第3号)を用いること。
- (4) 回答方法

質問者に対して質問受付日より原則3開庁日以内に回答するものとする。ただし、企画提案競技参加者全員に回答すべきと判断されるものについては、県庁ホームページに掲載するものとする。(企画提案競技参加者は、ページの更新情報に留意すること。)

9 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 企画提案書8部

各者の提案は1者1案とし、下記の内容を記載の上、A4版1冊にまとめること。
(やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可。)

○ 記載項目

(ア) 企画提案競技参加者の概要

- ① 氏名又は名称
- ② 所在地
- ③ 代表者の職名及び氏名
- ④ 担当者の職名及び氏名
- ⑤ 担当者の連絡先(電話、ファクシミリ、電子メール)
- ⑥ 類似業務の履行実績(直近2年以内)

(イ) 提案内容

- ① 企画のコンセプト
- ② 企画の内容(工夫している点、取材方法等)
- ③ 業務進行スケジュール
- ④ 業務実施体制表(任意様式)
- ⑤ 事業費積算内訳書(任意様式)

企画費、撮影費、音楽費、映像素材等使用許諾に係る費用等、項目を示して見積もること。

イ 見積書 1部(上記(1)(イ)⑤の事業費積算と整合性をとること。)

ウ 誓約書(別紙様式第4号) 1部

暴力団及び暴力団員等と関与がなく、事業受託にあたり関与しないことを誓約すること。

(2) 提出期限 平成29年11月30日(木)午後5時まで(必着)

(3) 提出先 宮崎県環境管理課環境審査担当
(所在地等は本要領「13 問合せ先」参照)

(4) 提出方法

持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、平成29年11月30日(木)午後5時必着とする。)

10 企画提案競技

(1) 日程 平成29年12月5日(火)

ア 各企画提案競技参加者(以下、「提案者」という。)の審査順については、企画提案書等の受付順とする。

イ 審査順、時間割等については、提案者に直接通知する。

(2) 場所 宮崎県庁7号館733号室(同732号室を受付及び控え室とする。)

(3) 実施方法 提案者によるプレゼンテーション方式

ア 提案者のプレゼンテーション時間は、35分とし、提案者の説明25分、質疑10分とする。

- イ プレゼンテーションは企画提案書及び審査基準書をもとに行うこととするが、特に提案者がアピールしたい追加提案等についてわかりやすく伝えるためにスライドや映像等を用いることも可能である。また、追加資料としての配付物がある場合は8部を用意すること。
- ウ プレゼンテーションの会場には、県が長机（3人掛け）2台、ワイヤレスマイク2本、プロジェクター、スクリーン及び電源（差し込み口6口分）を用意する。各提案者は、必要に応じてパソコン等を準備すること。なお、会場内にはパソコン等からの音声に関するスピーカーの設備はないので、必要な場合は持ち込むこと。
- エ プレゼンテーションに必要な機材等の設定（以下、「設定」という。）
 - (ア) 設定に要する時間は、各提案者10分以内とし、設定が済み次第プレゼンテーションの開始を宣言し、プレゼンテーションを開始することとする（持ち時間のカウントダウンを開始する）。
 - (イ) プレゼンテーションを開始した場合は、機材等の設定に要する時間は全て経過したものとみなす。（プレゼンテーションの途中で機材等のトラブルが生じた場合でも、持ち時間のカウントダウンを中断することはない。）
 - (ウ) 設定に10分以上かかる場合は、10分を経過後、持ち時間のカウントダウンを開始する（ただし、この場合は、プレゼンテーションを開始後、並行して設定作業を継続することも可とする）。
 - (エ) 上記(ア)～(ウ)は、企画提案競技の公平かつ円滑な実施のために定めるものであり、県が用意する機材側のトラブル等の不測の事態が生じた場合は、県の判断により別途指示する。
- (4) 審査基準 別添審査基準書のとおり
- (5) 審査結果の通知 審査結果については、選定・不選定にかかわらず通知する。
- (6) 提案の効力 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき
 - イ 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき
 - ウ 提案に関してその他不正の行為があったとき
 - エ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の逸脱した又は不明な提案をしたとき
 - オ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき
- (7) 著作権
 - ア 今回作成する著作物の著作権については、別添契約書案及び仕様書を参照
 - イ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

11 契約の締結等

- (1) 上記10(4)の審査基準により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、双方協議の上、変更する場合がある）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約を行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- (4) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

12 その他

- (1) 企画提案書については、仕様書及び審査基準の内容及び各項目の順番に従って作成することとし、仕様書に記載されていない追加提案は、そのことを明記し、わかりやすく記載すること。
- (2) 提出された資料は、返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技に関する業務以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (4) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (5) 企画提案し選定された内容・規模等については、双方で確認の上、変更する場合がある。
- (6) 委託費の支払いについては精算払とする。
- (7) 提出物を持参する場合は開庁日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (8) 本要領の8(4)及び12(7)の開庁日とは、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く日とする。

13 問合せ先

担当	宮崎県環境森林部 環境管理課 環境審査担当 赤木(有)
所在地	〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1 (宮崎県庁7号館3階)
電話	0985-26-7082
FAX	0985-38-6210
E-Mail	kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp

(別添 (実施要領10(4)関係))

審査基準書

No.	区分	審査項目	審査のポイント	配点
1	企画	コンセプト	DVD制作の目的を十分理解した提案となっているか。	100
		企画	当該提案者が捉えた上記コンセプトにより業務を実現できる企画となっているか。 内容の素案は、シナリオと映像によってより充実する可能性を感じるインパクトがあるか。	
		独自提案	現段階で抽象的であっても、アイデアが優れており、今後協議を重ねていく過程で事業の目的を果たす成果品として更に磨き上がる可能性があるか。	
2	制作	素材の収集・取材	素材の収集は確実性の高い方法が検討されているか。	80
			取材の回数や体制は、適当か。実施内容について適切に検討されているか。	
			当事者等関係者を取材する場合の配慮の必要性について理解されているか。	
3	編集	音楽	効果的な挿入が検討されているか。	50
		親しみやすさ	小学校5年生程度という視聴者の想定が適切な内容となっているか。 CGやアニメーション等の効果について工夫があるか。	
		活用のしやすさ	企画の内容により必要に応じて、チャプターごとの再生やダイジェスト版の再生が可能であるなど、活用しやすい工夫があるか。	
4	業務実施能力	業務実施体制	納期限まで県との必要な協議や調整を支障なく行える体制となっているか。 業務の完遂に対し十分な検討がなされた体制となっているか。	20
		スケジュール管理	実行可能性のあるスケジュールであるか。	
		納品物	納品物について、仕様書に沿った内容となっているか。	
		実現可能性	実績やノウハウを活かした遂行が期待できるか。	
5	総合的視点	取組姿勢	土呂久公害について、客観的な立場で中立的な認識がなされているか。	50
		環境教育への理解	環境教育を推進する意義についての確に理解されているか。	
		構想の工夫	10分程度の時間の制約の中で、土呂久公害の教訓が印象的に伝えられるか。	
合計				300